

議案第20号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び同条第2項並びに第5条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「1の年」を「1会計年度」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、「40日を上限として」を削る。

第16条の3第3項中「1の年」を「1会計年度」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

効率的な業務執行体制の確立及び計画的な年次有給休暇の取得促進を図るため、年次有給休暇及び組合休暇の付与を暦年から年度に改めるほか、職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。